

令和6年3月29日
文部科学省
総合教育政策局教育DX推進室

「教育データの利活用に係る留意事項（第2版）（案）」に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「教育データの利活用に係る留意事項（第2版）（案）」について、令和6年3月4日から令和6年3月18日までの期間、電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計15件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた御意見及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

意見概要	文部科学省の考え方
第1版と比べて具体性が増したように感じる。教育データの利活用は、学校教育のあり方を大きく変える可能性があるものであり、文部科学省は活用を更に進めるべき。留意事項については、このように一定期間ごとにアジャイル的にブラッシュアップしていくべきだと思う。	御意見を踏まえ、今後も留意事項の改訂を行っていく予定です。
教育データの利活用においては、EUのGDPRやプライバシー権、教育を受ける権利(憲法26条1項)や教育の自由(憲法23条)にも留意した上で、その取扱い手法だけでなく利活用の目的を明確に位置付け、十分に周知を行っていく必要がある。	御意見を踏まえ、今後の検討を進めてまいります。
第1版に続き、本留意事項のプライバシー侵害に関する記述には問題がある。 (1) p.7脚注14において、プライバシー侵害による差止めと損害賠償請求のリスクについて記述されているが、このようなリスクは教育データの関係者のすべてにとって最大の関心事であるから、脚注ではなく本文に記載すべきである。 (2)「2. プライバシーの保護」 プライバシー侵害による差止めと損害賠償請求のリスクは、プライバシーを語るうえで最も重要な問題である。教育データの利活用に関して、訴訟を提起され、敗訴して差止め請求や損害賠償請求が認められれば、教育委員会等に対する信頼は大きく損なわれ、教育データの利活用は大幅に停滞することが想定される。そのため、どのような取得・利用・保管が違法なプライバシー侵害となるかの基準は極めて重要な問題であり、本留意事項は具体的な裁判例を挙げてこれを検討することが求められる。個人情報保護委員会が公開する顔識別機能付き防犯カメラの運用に関するガイドライン「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」においても、どのような場合にプライバシー侵害が成立するかを多数の裁判例を挙げて検討している。本留意事項においては、裁判例の説明は、コラム扱いになっており(p.28以降、コラム4)、しかもコラムの中でこのコラム4のみが「寄稿」とされているが、本説明は、本留意事項において必須の内容であるから本文の記述として紹介すべきである。なお、コラム4に挙げられた裁判例の選択はおおむね妥当ではあるものの、最高裁判決令和5年3月9日を加えるべきである。	(1) 御指摘の箇所について、「教育データの利活用に係る留意事項(第2版)(案)」の26ページに詳細を記載しております。重複を避ける観点から、7ページにおいては脚注にて記載しています。 (2) 御意見を踏まえ、今後の検討を進めてまいります。
同意について、GDPRで規定しているような内容を取り入れるべきである。	本留意事項は、原則として、個人情報保護法等日本の法令に基づいて留意すべき点をまとめたものであるため、御指摘のGDPRの内容については含んでいません。
本留意事項p.15の図表6は、「個人情報をこれから保有する場合」の手順について図示している。矢印を使った図において、「利用目的を特定してください」のすぐ右に「個人情報を直接本人から書面(オンラインを含む)で取得しますか」の分岐点が記されている。しかしながら、この両者の間に、「取得する個人情報は、特定した利用目的の範囲を超えていませんか」という項目が入るべきである。この点は、最上段の「個人情報をこれから保有する場合」のすぐ下にテキストで記載されているが、図表はいわゆる「一人歩き」の可能性が高いものであるから、図表それ自体において完結していることが求められる。利用目的を特定したのであれば、その範囲のみ個人情報の取得が可能であることを図表の中においても明確にすべきである。	「教育データの利活用に係る留意事項(第2版)(案)」15ページの図表6上部の※印に記載していますが、より分かりやすい形に修正しました。
p.14(2)利用目的の特定 利用目的は「具体的かつ個別的」に特定するだけでなく、情報の収集について「最小限」を加えるべきである。	個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならぬことについて、「教育データの利活用に係る留意事項(第2版)(案)」12ページに記載しています。
p.15以下で「個人情報の利用・提供」、p.22以下で「個人情報の取扱いの委託」について解説されているが、個人情報の「提供」と「取扱いの委託」の異同に関する解説は不要か。	御意見を踏まえ、今後の検討を進めてまいります。
p.56以下に記載されている事例3(学習eポータル)について、ツール事業者による個人情報の取扱い(それに対する教育委員会の管理)に関する記述が薄いように感じる。たとえば、eポータル事業者は選択情報しか取り扱わないことだが、eポータルを他の個人情報を取り扱えないような設計にすべきであり、教育委員会はそのような設計になっていることを契約書等により確認すべきである、と理解してよいか。また、コンテンツ事業者は様々な個人情報を取り扱うことになるが、それらの個人情報を自社製品の開発や宣伝に用いることは違法であり、教育委員会は契約書においてそれらの目的外利用の禁止を明示すべきである、と理解してよいか。p.60には、「委託先事業者の管理」として、「契約書に記載された内容を実施していることを確認」とあるが、eポータル事業者やコンテンツ事業者との委託契約においてそれぞれ契約書にどのような内容を記載すべきであるのかが分からない。また、「委託先に対して必要かつ適切な監督を行う」とありますが、どのような行為が「必要かつ適切な監督」にあたるのか。	地方公共団体の機関が個人情報の取扱いを委託する場合、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならないこと及び委託先の事業者は委託の範囲を超えない範囲で個人情報を取り扱うことについて、「教育データの利活用に係る留意事項(第2版)(案)」の23ページ及び93ページに記載しています。
学習用ソフトウェアのベンダー等に対する提供は、委託提供が原則であり、通常、ベンダー等は自身の事業目的で教育用データを使うことができない(たとえば学習用ソフトウェアのベンダーがマーケティングや広告に利用するようなことは、同意を取得して利用させること自体が相当ではない)旨を明記すべきである。	地方公共団体の機関が個人情報の取扱いを委託する場合、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならないこと及び委託先の事業者は委託の範囲を超えない範囲で個人情報を取り扱うことについて、「教育データの利活用に係る留意事項(第2版)(案)」の23ページ及び93ページに記載しています。
Ⅲ事例10 導入するツールが有する主な機能のイメージについて、個々の子どもの助力として利用するのはよいが、他の子どもとの比較には利用すべきではない。優越感や劣等感を抱かせるきっかけにはならない。長期的にみたととき、子どもにとってよい機能と言えるか疑問である。「いいね」等の評価は、判断に時間がかかり複雑で曖昧な深い思考を否定し、わかりやすい安直な礼賛・拒絶を推奨することにつながりやすく、他者との安易な迎合を生みやすいという問題を孕んでいる。留意事項(案)では導入するメリットしか挙げていないが、導入を検討する際にはメリットだけでなく、デメリットや限界についても留意事項として挙げておくべきである。これらを全体的に検討することによって、どのような仕組みを採用することが子どもに役立つかが総体的に考えることができる。	御意見を踏まえ、今後の検討を進めてまいります。
p.52で利用目的を「個別最適な学習指導」としている。また「本ツールで扱う個人情報」として何点か上げられているが、これが利用目的として認められるなら、それを実現するための個人情報はこれだけに限らなくなる。「個別最適な学習指導」を利用目的とすることは不適切である。また事例2を可能にするためにはAIによるプロファイリングが行われるものと思われる。その意味でも削除が適当と考える。	事例2は、生徒が習熟度に応じたフィードバックを得られる事例であり、AIによるプロファイリングまでを意図した事例ではありません。
p.56の記載にあるように学習eポータルには児童生徒のデータが集まり一元管理できるようになっている。その学習eポータルはほとんど民間教育産業が運営している。子どもの情報が企業に利用される可能性が十分にある。	地方公共団体の機関が個人情報の取扱いを委託する場合、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならないこと及び委託先の事業者は委託の範囲を超えない範囲で個人情報を取り扱うことについて、「教育データの利活用に係る留意事項(第2版)(案)」の23ページ及び93ページに記載しています。
学習用ソフトウェアの利用に関しては、ベンダーとの間の契約内容が極めて重要である。「<ツールの選定・契約>」(p.62)に利用規約の確認事項の例として、「データを第三者提供しないこと」と「契約終了後はデータを削除すること」が挙げられているが、「取扱の委託を受けた目的以外の目的で利用しないこと」を追加すべきである。	御意見を踏まえ、修正しました。

意見概要	文部科学省の考え方
<p>IV. Q&A編Q(2)について、教育データは万能ではなく、補助的なものであることを明確しておくべきである。子供が興味のある分野を掘り下げ等学びを広げることができるというためには、その判断をするための正確なデータが十分に蓄積されていなければならない、教師に的確な分析能力が備わっていないとすればならない。このような条件がすべての子ども、すべての教師に揃っているとは考えられない。したがって、子どもの学びを広げることに関与する可能性があると指摘し止まるべきである。</p> <p>教師の子どもに対する指導は教育データに現れない生活面で多く、しかもその指導が的確であることによって子どもの(潜在的)能力を伸ばすことに間接的に役立つという関係からすると、教育データは補助的な判断材料と位置付けておくべきである。保護者に対する時も、教育データによる説明は補助的なものとすべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正しました。</p>
<p>IV. Q&A編Q(3)について、気を付けるべきことは、教育データの利活用は教育基本法1条に規定する教育の目的に沿ったものでなければならないということである。子どもの人格形成、成長に寄与することを旨とする内容になっているかどうか最も重要である。この点を明らかにすべきである。プライバシー保護との関係で、「本人の望まない形で行われることによって、不利益を受けることのないように気を付けて」という指摘がなされているが、具体的にどうするか書かれていない。子ども本人や保護者が望まない時にはその子どもの教育データを利用しないという選択肢があることを明記すべきである。一旦同意した後にいつでも自由に同意の撤回ができることも説明しておくべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、今後の検討を進めてまいります。</p>
<p>今後、教育データの利活用の場面ではAIによるプロファイリングが多用されることになると思われる。本留意事項はどのようなプロファイリングが許容されるのかをプライバシーの観点から検討すべきであった。具体的には(1)どのような利用目的で用いることができるのか、(2)どのようなデータを利用することができるのか、(3)プロファイリングの結果についてどのように扱うべきか、などである。たとえば、(1)利用目的については、学習能力の向上は許容されるが、逸脱行為の可能性測定は許容されないのではないか、(2)利用可能なデータについては、脈波や瞳孔などの生体情報の利用には制限があるべきではないか、(3)プロファイリングの結果については、児童生徒に強制するのではなく、児童生徒本人の希望を優先させるべき場合があるのではないか、等である。これらは、AIによるプロファイリングが当然に想定される教育データ利活用に関する大問題であり、本留意事項がこの点についての記述を欠くのは不適切というべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、今後の検討を進めてまいります。</p>
<p>p.3「端末の利用ログ」はどのように利活用するのか。具体例が見えず、ただ利活用するだけだとするならば(利活用を許可するならば)、プライバシーの侵害や個人々の自由を損なう可能性が考えられる。</p> <p>例えば、検索履歴やログを現場教員が自由に見ることができるとした場合(もちろん、安全等の理由から閲覧できること自体は必要に思うが自由に見ることができるとすれば)、そこから児童生徒の興味関心を知ることができる反面、児童生徒からすると「何を考えているのか」を知られてしまうといった不安や不信につながる可能性も考えられる。そうすると、かえって逆効果となるのではないのか。</p>	<p>教育データの具体の利活用の在り方は個別事例によって異なりますが、端末の利用ログを活用する場合においても、個人情報保護やプライバシー等への配慮は大前提であると考えています。</p>
<p>p.22「その個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない」とされているので、不要となった場合は削除・廃棄等の適切な対応を行う必要があります」、p.33「地方公共団体の機関は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない」とされているので、不要となった場合は削除・廃棄等の適切な対応を行う必要があります」と書かれているような、個人情報の削除・廃棄等の処置について、デジタルデータの場合、どのレベルまでの削除・廃棄を必要とするのか。また、それが学校現場等において、周知されているか。単純にPCやタブレット端末等の上で「ファイルを削除」してしまえばいいのか、あるいは上書き処理や物理的破壊をすればよいのか。また、それらの方法が適切なのか。</p>	<p>「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」142ページによると、「職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。」とされており、デジタルデータの場合も同様です。</p>
<p>p.33「クラウドサービス」について、クラウドサービスの利用は現在の社会生活に欠かせないものであることは認めるが、情報流出等の点においては、クラウド上にアップロードしてよいデータとしてはいけないデータを分ける必要があると考える。また、それに伴っては、自前のサーバー(学校内のみつながるサーバー)、NASのようなものの利用も考えていかなければならないのではないのか。</p>	<p>御意見を踏まえ、今後の検討を進めてまいります。</p>
<p>p.23の2行目に「52」という注が振られているが、それに対応するものが關注にない(52が抜けている)。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正しました。</p>
<p>一弁護士寄稿を2ページにわたって掲載することはいかがなものか。文科省として意思統一した文章を掲載すべき。</p>	<p>教育委員会・学校において、適正に教育データを扱っていただくに当たって参考になると考え、コラムとして掲載しています。</p>
<p>I 1. 5. 2(個人情報ファイル簿の作成)の説明について、行政機関は個人情報ファイルを保有するときは原則として個人情報保護委員会に事前通知する義務がある(74条1項)が、1000人に満たない個人情報ファイルについて適用されない(74条2項9号)。この点の説明がない。また、行政機関は原則として個人情報ファイル簿の作成・公表義務がある(75条1項)が、ここでも1000人に満たない個人情報ファイルについては適用がない(同条2項1号)。そのため、これに該当する個人情報ファイルについては個人情報保護委員会が存在を把握しておらず、個人情報ファイル簿が公表されないもので情報主体の本人も存在を知りえない。</p> <p>子どもの教育データの管理は市町村の教育委員会単位で行うことになると考えられるから、全国的に見た時、子どもの教育データのファイルの多くは適用外になる可能性がある。個人情報保護委員会が保有個人情報ファイルの事前通知を義務付けないとしても、各教育委員会は情報主体のアクセス権を保障する観点から個人情報ファイル簿の作成・公表を行うよう推奨すべきである。個人情報保護法75条5項が「前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。」と規定していることも指摘すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正しました。なお、個人情報保護法第74条は「行政機関」(個人情報保護法第2条第8項)に適用される規律であり、「地方公共団体の機関」に該当する教育委員会に適用される規律ではありません。</p>

意見概要	文部科学省の考え方
<p>I 1. 5. 4(審議会への諮問)について、留意事項(案)は、この直前の段落で、審議会への諮問事項について、「個人情報及びプライバシーに係るリスク分析、評価、対応等について意見を聴くことも想定されます。」と書いている。審議会への諮問の観点がこのようなものであれば、利用目的以外の目的での利用・提供を行うことが可能かどうかについても諮問できてよいはずである。</p> <p>個人情報保護法60条5項において「条例要配慮個人情報」を規定している。例えば、GDPRが要配慮個人情報としている「性生活、性的指向又は労働組合に関する情報」は、個人情報保護法では要配慮個人情報の定義(2条3項)には含まれていないから、これらを条例で要配慮個人情報と規定していれば、条例要配慮個人情報はその制定手続過程からして当該地方自治体の組織内での検討が優先されるべきであり、審議会の諮問に付することを認めるべきである。もっとも、個人情報保護委員会は「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から十分に認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」で、「性生活、性的指向又は労働組合に関する情報」について、「個人情報取扱事業者は、当該情報について法第2条第3項における要配慮個人情報と同様に取り(以降、文字化け)</p> <p>それ以外の場合であっても、現時点においてはまだ個人情報保護委員会に全面的に委ねることは疑問がある。個人情報保護委員会の見解が常に正解とは限らない。また、個人情報保護委員会は一定の見解を出す場合、その審理経過を公開していないし、一定の見解に理由を詳細に公表しておらず、教訓材料として十分に機能しない。これに対して、審議会は地域の実情を知っている委員で構成され、議事要旨が公表されることで一定の結論に至った理由がわかり、透明性が高い。手続的な透明性では地方自治体の審議会の方が優れている。それでいて審議会の意見は自治体にとって参考意見であって法的拘束力がないから、審議会への諮問(以降、文字化け)</p>	<p>文字化けがあるため御指摘の趣旨が明らかではありませんが、「地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。」という箇所は、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」382ページに基づき記載しています。</p>
<p>I コラム4 事例1 Nシステム事件について、この裁判例は古いだけでなく、判決理由における事案分析として現代に合っておらず、しかもプライバシー侵害が否定された事案である。その点、最高裁のGPS捜査違憲判決(平成29年3月15日)は比較的最近のもので、プライバシー侵害を認めており、どのような点にプライバシー侵害性があるかを説明しており、社会的に周知される意義があるから、最高裁判決の紹介に差し替えるべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、今後の検討を進めてまいります。</p>
<p>「利用目的の明示」を守っていない自治体に対してはどうか対応するのか。利用目的の明示の例外④が利用目的を定めない自治体が多かった原因の一つにはなっていないか。</p>	<p>「利用目的の特定」は、利用目的の明示の必要性にかかわらず、個人情報を保有するにあたって法令上求められているものです。自治体に法令を遵守していただくよう、引き続き説明してまいります。</p>
<p>(3)利用目的の明示 利用目的が曖昧で情報収集の範囲が最小限にならないような記載を禁ずべき。</p>	<p>個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならないこと、利用目的をできる限り特定しなければならないことについて、「教育データの利活用に係る留意事項(第2版)(案)」12ページの図表4等に記載しています。</p>
<p>p.14「(3)利用目的の明示」の項で書かれているように、利用目的の明示は必要なことである。一方で、児童生徒たち、または保護者らがその個人情報利用に対して否定的・拒否的な反応を示した際に、その児童生徒が不利益を被らないようにする必要があると考える。また、これに係り、家庭と学校との間(保護者・子ども当人と教職員との間)でトラブルが生じる可能性を考慮しておく必要があると考える。個人的な懸念として、多忙といわれる教職員が、この利用目的をしっかりと把握できておらず、児童生徒・保護者からの要請に応じて利用目的を説明(明示)する際に、その説明が十分でない場合が生じる可能性があるのではないかと考えている。利用目的の意味をきちんと理解できる子ども、保護者がどれほどいるのか疑問である。</p>	<p>教職員のみならず、教育委員会も含め、個人情報保護法の遵守をするための体制を適切に整えていただきたいと考えています。</p>